議案第83号

筑西市国民健康保険税条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和5年11月29日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑西市国民健康保険税条例(平成17年条例第75号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する 出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して 課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっ ては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得

た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者に つき第4条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものと した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険 者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保 険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産 前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該 出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を 減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の3を次のように改める。

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番 号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日又は出産の日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書の提出に当たり、納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日又は出産の日を確認できる書類
 - (2) 多胎妊娠であることを確認できる書類(多胎妊娠の場合に限る。)
 - (3) 出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を確認できる書類(出産後に前項に規定する届出を行う場合に限る。)
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項 各号に掲げる書類において確認すべき事項の全てを確認することができる場合は、第1項の規定 による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の筑西市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税 のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税につい て適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和 4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。